

平成29年度弘前市地域除雪活動支援事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、一般除雪により狭くなった道路の幅員確保と、冬期間における交通の安全及び日常生活の安定を図るため、弘前市内の事業実施団体が行う活動に対する報償金の支給に関し、弘前市（以下「市」という。）が実施する地域除雪活動支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 活動とは次に掲げるものをいう。
 - (1) 事業実施団体が行う除排雪活動
 - (2) 事業実施団体が行う間口等融雪活動
- 2 融雪設備 既に設置されている個人の融雪ホース設備、融雪槽をいう。
- 3 事業実施団体 町会もしくはその他これに準ずる団体で除排雪または融雪を目的として組織された団体をいう。
- 4 事業実施期間 平成29年12月1日から平成30年3月31日までをいう。

(事業主体)

第3条 事業主体は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えた事業実施団体とする。

- (1) 除排雪活動 町会もしくはその他これに準ずる団体。
- (2) 間口等融雪活動 町会が認めた除雪困難者の世帯を含む3戸以上で組織された事業実施団体。

(報償金の対象経費及び額)

第4条 報償金の支給対象となる経費及び金額は別表のとおりとする。この場合において、報償金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(事業申請)

第5条 報償金の支給を受けようとする事業実施団体の代表者は、平成29年度弘前市地域除雪活動支援事業申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 1 除排雪活動
 - (1) 平成29年度地域除雪活動支援事業実施団体届出書（様式第2号）
(ただし、事業実施団体が町会の場合は提出不要)
 - (2) 平成29年度地域除雪活動支援事業実施者名簿（様式第3号）
 - (3) 平成29年度除排雪活動実施路線（様式第4号）
 - (4) 平成29年度除排雪活動使用機械一覧（様式第5号）
 - (5) 位置図

2 間口等融雪活動

- (1) 平成29年度地域除雪活動支援事業実施団体届出書（様式第2号）
(ただし、事業実施団体が町会の場合は提出不要)
- (2) 平成29年度地域除雪活動支援事業実施者名簿（様式第3号）
- (3) 平成29年度間口等融雪活動融雪設備の概要（様式第6号）
- (4) 位置図

（事業報告）

第6条 事業実施団体は事業終了後、事業終了報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

1 除排雪活動

- (1) 平成29年度除排雪活動実施報告書（様式第8号）
- (2) 作業写真

2 間口等融雪活動

- (1) 平成29年度間口等融雪活動（融雪槽）実施報告書（様式第9号）
- (2) 平成29年度間口等融雪活動（融雪ホース）実施報告書（様式第10号）
- (3) 融雪ホースの延長に要した経費の領収書写し
- (4) 作業写真

（支給決定通知書）

第7条 市長は、前条の規定による事業報告が適正であると認めたときは、報償金の支給を決定し、報償金支給決定通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（報償金の請求）

第8条 報償金の支給を受けようとする事業実施団体は、平成29年度弘前市地域除雪活動支援事業報償金請求書（様式第12号）により請求するものとする。

（報償金の支給方法）

第9条 報償金は、口座振込により支給するものとする。

（事故の対応）

第10条 除排雪活動により発生した事故に対して、保険の適用となる場合があるため、直ちに報告しなければならない。

2 前項に規定する保険加入に係る経費は、市が負担するものとする。

（その他）

第11条 この要項に定めのない事項又は、この要項に関して疑義が生じたときは、市、事業実施団体双方が協議して定めることとする。

附 則

この要項は、平成29年11月1日から施行するものとする。

別表（第4条関係）

区分	対象機械・設備	対象経費	支給金額
除排雪活動	小型除雪機	ガソリン使用料	1km当たり 5,000円
	小型除雪機 (省エネタイプ)	ガソリン使用料	1km当たり 2,000円
	大型除雪機	軽油使用料	1km当たり 7,000円
	タイヤショベル	軽油使用料	1km当たり 7,000円
	トラクター	軽油使用料	1km当たり 2,000円
間口等融雪活動	個人所有の井戸の揚水機	電気使用料 (期間 12月1日～翌年3月31日)	1時間当たり 25円 (限度額 50,000円)
	個人所有の融雪ホース	融雪ホースの延長に要する経費	実費又は 1m当たり 1,200円を乗じて得た額のいずれか低い方の額(限度額 12,000円)
	個人所有の融雪槽	灯油使用料 (期間 12月1日～翌年3月31日)	1時間当たり 1,200円 (限度額 100,000円)